随意契約及び比較見積省略理由書

案件名:南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター 流域下水道防災システム機能増設工事

本工事は、南部水みらいセンターに設置されている淡輪・深日中継ポンプ場用遠隔監視制御設備の更新に伴い、流域下水道防災システムへ情報を伝送するために必要な監視制御設備の機能増設工事である。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、南部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース(情報信号の固有のやりとり)など製作会社独自の技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に 精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要 な工事であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計・製作・据付及び試運転調整を実施したメタウォーター株式会社 関西営業部以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものである。